

令和2年度 部活動規約

両津中学校

1 活動のねらい

- 集団の中で心身ともに調和のとれた発達を図る。
- 自主的・主体的な活動を通して、望ましい人間関係を育てる。
- 仲間との人間関係づくりや礼儀・マナーを守る生徒を育てる。

2 所属の方針

- ① 入部については希望制であるが、部活動への加入を強く推奨する。
- ② 3年間同一部活動とする。特別な理由で転部・退部する場合は保護者、顧問と相談をする。
- ③ 活動期間は3年時の中体連主催の大会終了までとする。但し、3年生も対象とした大会や練習会に関しては参加を認める。

※ 特別部の活動については、以下のとおりにする。

- ① 特設部に陸上競技部と駅伝競走部を置く。
- ② 特設部は希望参加を原則とするが、生徒の能力に応じて入部を勧めることもある。
- ③ 特設部の活動時間は、別に計画して行う。
- ④ 特設部の活動場所は該当する顧問で調整する。
- ⑤ 特設部に参加する生徒の活動時間は、正規部活と特設部でトータルプラス30分程度までとする。

(例) 夏休み中の駅伝練習

涼しい朝に80分設定し、その後休憩を挟んで正規部活に合流し110分練習に参加する。

(特設部80分+休憩15分+正規部活110分=205分=3時間25分<3時間30分)

3 開設部活動

- ・ 野球 (男女) ・ ソフトテニス (男子) ・ 卓球 (男、女) ・ バスケットボール (男、女)
- ・ バレーボール (女) ・ 音楽 (男女) ・ 特設陸上、駅伝 ・ 地域スポーツクラブ

4 活動時間と休養日

<平日>

期 間	活動終了時刻	下校完了時刻
4月～9月	18時00分	18時15分
10月～3月	17時15分	17時30分

- ① 活動時間をきちんと守る指導 (特に終了と下校時刻) をする。
- ② 毎週水曜日は部活動停止日とする。
- ③ 定期テスト1週間前から活動停止期間とする。

<休日>

- ① 活動時間は原則、午前8:30～11:30、午後13:00～16:00とする。
- ② 土、日曜日のどちらかは原則として休みとする。
(原則、第3日曜日を「家庭の日」として佐渡市全体の休養日とする)
- ③ 休日・祝祭日は、顧問の指導のもとで活動を認める。

<長期休業中>

- ① 活動時間は原則、午前8:30～11:30とする。(大会、練習試合を除く)
- ② 各部の詳細計画は、それぞれの休み前に別紙(しおり)によって明示する。

＜延長練習、特別練習＞

- ① 県大会につながる大会(以下、該当大会)においては延長練習を許可する。
- ② 4月～9月は、放課後の延長練習はできない。ただし、停止日(水曜)や停止期間(テスト期間)の直後に該当大会がある場合は、停止日や停止期間中の特別練習を許可する。
※ 活動終了時刻は18:00終了(18:15下校)
- ③ 10月～3月は延長練習可能とする。該当大会2週間前から、顧問の指導のもと5日間を上限として、18:00までとする。
- ④ 延長練習・特別練習実施の場合は、事前に校長の承諾を得て保護者に連絡し、応諾を取る。
※ その場合、顧問は保護者に練習計画を周知するとともに、家庭学習時間の指導と見取りを行う。

期 間	該当大会2週間前から5日間を上限	該当大会の直前の停止日(水曜日) テスト期間に行う場合は上限3日
	延長練習	特別練習
4月～9月	× 通常の活動時刻と同様	○ 部活動停止日(期間)の活動を許可
10月～3月	○	○ 部活動停止日(期間)の活動を許可

＜朝練習＞

- ① 朝練習に関しては原則行わない。
※ 上記(延長練習・特別練習)の範囲内で活動が必要な場合は、校長の承諾を得て保護者に連絡し、応諾を取ることによって許可する。活動時間は【7時30分～8時】とし、延長練習・特別練習との併用はしない。(顧問の指導のもと実施する)

5 大会参加について

- ① 市町村や各協会等主催の大会への参加については、校長の許可を得る。
- ② 島外へ休日、祝祭日などに、練習試合・遠征等を行う場合には、保護者の応諾を得て行う。
- ③ 上位大会につながらない島外大会と遠征については、参加回数の上限を3回程度と決め、それを越えないよう参加するものを精選する。

6 指導上の留意点

- ① 生徒の健康安全に留意し、事故の防止に努める。
- ② 部活動がいじめ、不登校の原因にならないよう、技能指導だけでなく、生徒同士の人間関係の掌握、指導(心の教育)に努める。
- ③ 顧問は、部員の出席状況や、活動の様子把握に努める。理由の如何を問わず、欠席が3日続いた場合は、保護者へ連絡をする。当校生徒・保護者への部活動からの教育的指導は、効果大である。練習態度が日常生活に反映していない場合は、本人への指導と保護者への協力を依頼する。
- ④ 授業を欠課して島外遠征する場合は、日頃の授業態度や練習態度を勘案し、引率を決定することを予め生徒・保護者へ周知する。

7 その他

- ① 野球部・ソフトテニス部は、冬期間の体育館使用の割り当てに入れる。
- ② 各種目のチーム登録料はP T A補助費、バザー収益から補助してもらおう。個人登録料は個人で負担する。
- ③ 大会(コンクール)参加料はP T A補助費、バザー収益から補助してもらおう。旅費については中体連の規程に基づく。